

令和 6年 3月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)	
地域名 (地域内農業集落名)	大岳地区 (手場集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月30日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、宇土半島の海岸沿いから山間部に至る地域である。一部緩傾斜部においては、基盤整備事業が完了しているが、殆どの農地が急傾斜部で農地の多くが樹園地であることから農地集積が進んでいない地区である。後継者は周辺他集落に比較すると多いが、農家人口が少なく労働力の確保に苦慮している地域である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地間の移動や作物の運搬を考慮し、農道の整備を実施する。また、条件のいい農地においては小規模基盤整備を実施する等高効率化を目指し、条件が不利な農地においては中山間直接支払など事業を活用し農地保全に務める。
地区内外での後継者、担い手の確保や、人材派遣等を生かし繁忙期における労働力を確保する体制を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

宇城市三角町大字手場の一部

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内での話し合い等により、集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集積・集約を行うにあたり、中間管理機構を活用する
(3)基盤整備事業への取組方針
条件の良い農地において、小規模の基盤整備事業に取り組み集積・集約等効率的な農業経営を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外からの後継者及び農業経営者を幅広く呼び込む体制を作る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
収穫時期など、人手が必要である時期において労働力確保できる人材派遣等を積極的に活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
地区内における共同作業において共同防除(ドローン)組織の設立に向けた検討を行う。				